

参 照 文 目 次

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）	・	・	・	・	・	1
二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）	・	・	・	・	・	9
三 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）（抄）	・	・	・	・	・	11
四 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）（抄）	・	・	・	・	・	12
五 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）（抄）	・	・	・	・	・	14
六 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）（抄）	・	・	・	・	・	14
七 国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）（抄）	・	・	・	・	・	15
八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）	・	・	・	・	・	16
九 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	・	・	・	・	・	17
十 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）	・	・	・	・	・	19
十一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）	・	・	・	・	・	19
十二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）	・	・	・	・	・	22
十三 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）	・	・	・	・	・	26

十四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）	・	・	・	・	・	27
十五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	・	・	・	・	・	44
十六 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	・	・	・	・	・	44
十七 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）（抄）	・	・	・	・	・	44
十八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）	・	・	・	・	・	45
十九 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）	・	・	・	・	・	46
二十 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）	・	・	・	・	・	46
二十一 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	・	・	・	・	・	46
二十二 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）（抄）	・	・	・	・	・	51
二十三 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）（抄）	・	・	・	・	・	57
二十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）	・	・	・	・	・	58
二十五 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）（抄）	・	・	・	・	・	58
二十六 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）（抄）	・	・	・	・	・	59
二十七 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）	・	・	・	・	・	59

二十八	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）	・	・	・	・	・	60
二十九	確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）	・	・	・	・	・	60
三十	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）	・	・	・	・	・	61
三十一	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）	・	・	・	・	・	64
三十二	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）	・	・	・	・	・	65
三十三	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）	・	・	・	・	・	65
三十四	年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（抄）	・	・	・	・	・	66
三十五	判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）（抄）	・	・	・	・	・	67
三十六	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）（抄）	・	・	・	・	・	67
三十七	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（抄）	・	・	・	・	・	68
三十八	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（抄）	・	・	・	・	・	69
三十九	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）（抄）	・	・	・	・	・	70

参 照 条 文

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）

目次

第四章 福祉施設（第七十四条）

（用語の定義）

第五条 （略）

2 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含み、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。）に係るもの、第七条第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間及び同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。

3 10 （略）

（被保険者の資格）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）
- 二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第二号被保険者」という。）
- 三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

2 3 （略）

（届出）

第十二条 （略）

2 3 （略）

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない。

5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

6 前項の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、厚生年金保険法の被保険者である第二号被保険者の被扶養配偶者である第三号被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）である第二号被保険者の被扶養配偶者である第三号被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。

7 前項に規定する第二号被保険者を使用する事業主とは、厚生年金保険法の被保険者である第二号被保険者を使用する事業所（同法第六條第一項に規定する事業所をいう。）の事業主（同法第二十七條に規定する事業主をいう。）をいう。

8・9 （略）

（国民年金原簿）

第十四条 社会保険庁長官は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

第四章 福祉施設

第七十四条 政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ。

（国庫負担）

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。以下同じ。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 三 （略）

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

（保険料）

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2・6 （略）

（保険料の納付義務）

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

第八十九条 被保険者（第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

一 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者（最後に厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号にお

いて「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）であるとき。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であつた者（次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。）から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 （略）

二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

三 五 （略）

二 四 （略）

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 第九十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

（口座振替による納付）

第九十二条の二 社会保険庁長官は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を

承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(保険料の納付委託)

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

一 国民年金基金又は国民年金基金連合会

二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの

2 (略)

3 社会保険庁長官は、第一項第二号の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

4・5 (略)

第九十二条の六 社会保険庁長官は、第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 四 (略)

2 (略)

(基礎年金拠出金)

第九十四条の二 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。

2・3

(督促及び滞納処分)

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、社会保険庁長官は、期限を指定して、これを督促することができる。

2・3 (略)

4 社会保険庁長官は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5・6 (略)

(届出等)

第二百五条 被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、第十二条第一項又は第五項に規定する事項を除くほか、厚生労働省令の定める事項を第三号被保険者以外の被保険者にあつては市町村長に、第三号被保険者にあつては社会保険庁長官に届け出なければならない。

2 第十二条第二項及び第四項の規定は、第三号被保険者以外の被保険者に係る前項の届出について、同条第六項から第九項までの規定は、第三号被保険者に係る前項の届出について準用する。

3 受給権者は、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官に対し、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては社会保険庁長官に届け出なければならない。

5 第十二条第六項から第九項までの規定は、第三号被保険者に係る前項の届出について準用する。この場合において、同条第六項中「第三号被保険者」とあるのは、「第三号被保険者の死亡に係るもの」と読み替えるものとする。

（資料の提供等）

第百八条 社会保険庁長官は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況又は受給権者に対する被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

（国民年金事務組合）

第百九条 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他被保険者を構成員とするこれに類する団体で政令で定めるものは、当該構成員である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第十二条第一項の届出をすることができる。

2 前項に規定する団体（以下「国民年金事務組合」という。）は、同項に規定する委託を受けようとするときは、社会保険庁長官の認可を受けなければならない。

3 社会保険庁長官は、前項の認可を受けた国民年金事務組合がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、同項の認可を取り消すことができる。

（経過措置）

第百九条の二 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第四百四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第百十三条の三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（準用規定）

第百三十八条 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第百四条	加入員、加入員であつた者又は年金若しくは一時金の受給権を有する者の戸籍	社会保険庁長官、地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者	基金、連合会、加入員若しくは加入員であつた者又は年金若しくは一時金の受給権を有する者
第百五条（第二項（第十二条第二項を準用する部分を除く。）及び第五項を除く。）	加入員及び基金又は連合会が支給する年金又は一時金の受給権を有する者	事項を第三号被保険者以外の被保険者にあつては市町村長に、第三号被保険者にあつては社会保険庁長官に、社会保険庁長官に対し その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては社会保険庁長官	事項を基金 基金又は連合会に対し その旨を基金又は連合会

第百四十七条 次の各号に掲げる場合には、十万円以下の過料に処する。

一 加入員が、第百二十七条の二において準用する第十二条第一項又は第百三十八条において準用する第百五条第一項の規定に違反して、届出をしなかつたとき。ただし、第百二十七条の二において準用する第十二条第二項（第百三十八条において準用する第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて世帯主から届出がなされたときを除く。

二 加入員が、第百二十七条の二において準用する第十二条第一項又は第百三十八条において準用する第百五条第一項の規定に違反し

て、虚偽の届出をしたとき。

三 加入員の属する世帯の世帯主が、第二百二十七条の二において準用する第十二条第二項（第三百三十八条において準用する第二百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出をする場合に虚偽の届出をしたとき。

四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第三百三十八条において準用する第二百五条第四項の規定に違反して、届出をしなかつたとき。

附 則

（任意加入被保険者）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者（第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。）は、第七条第一項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、被保険者となることができる。

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるもの

二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者

三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの

2 前項の規定による申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

3 第十三条第一項の規定は、第一項の規定による申出があつた場合に準用する。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第九条第一号に該当するに至つた日の翌日又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日に、被保険者の資格を喪失する。

一 六十五歳に達したとき。

二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき。

三 前項の申出が受理されたとき。

四 第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数が四百八十に達したとき。

6 第一項第一号に掲げる者である被保険者は、前項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したとき、又は第二号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなつたとき。

二 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者及び附則第四条第一項に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたとき。

三 被扶養配偶者となつたとき。

四 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

7 第一項第二号に掲げる者である被保険者は、第五項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、前項第一号及び第四号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（同項第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

8 第一項第三号に掲げる者である被保険者は、第五項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。

二 日本国籍を有する者及び第一項第三号に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたとき。

三 被扶養配偶者となつたとき（六十歳未満であるときに限る。）。

四 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

9 第一項の規定による被保険者は、第八十四条第一項及び第八十七条の二の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間と、第四十九条から第五十二条の六まで、附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による被保険者については、第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。

第八条の二 社会保険庁長官は、被保険者の資格を確認するために必要があると認めるときは、医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）に対し、政令で定めるところにより、医療保険各法（同条第二十四項に規定する医療保険各法をいう。）の被保険者又は被扶養者の氏名、住所その他の必要な資料の提供を求めることができる。

（国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例）

第九条の三の三 平成十年度から平成十五年度までの各年度における第八十五条第一項の規定の適用については、同項中「国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。以下同じ。）」とあるのは、「国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）」とする。

（基礎年金の支払）

第九条の四 基礎年金の支払に関する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める者に行わせることができる。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による福祉施設の運営又は管理）

第九条の五 政府は、第七十四条の施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

目次

第四章 福祉施設（七十九条）

（現物給与の価額）

第二十五条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、社会保険庁長官が定める。

（届出）

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

（記録）

第二十八条 社会保険庁長官は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

第四章 福祉施設

第七十九条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

（国庫負担）

第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金（以下単に「基礎年金拠出金」という。）の額の二分の一に相当する額を負担する。

2 国庫は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務（基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

（保険料等の督促及び滞納処分）

第八十六条 保険料その他この法律（第九章を除く。以下この章、次章及び第七章において同じ。）の規定による徴収金を滞納する者があるときは、社会保険庁長官は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第八十五条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 4 （略）

5 社会保険庁長官は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二

条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

一 第二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき。

二 第八十五条各号の一に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

6 (略)

(届出等)

第九十八条 事業主は、厚生労働省令の定めるところにより、第二十七条に規定する事項を除くほか、厚生労働省令の定める事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

2 被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働省令の定める事項を社会保険庁長官に届け出、又は事業主に申し出なければならない。

3 受給権者は、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。

(資料の提供)

第百条の二 社会保険庁長官は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

2 社会保険庁長官は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する他の被用者年金各法による年金たる給付又はその配偶者に対する第四十六条第七項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等又は第四十六条第七項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(準用規定)

第百七十四条 第九十八条第一項の規定は、設立事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七条」とあるのは「第百二十八条」と、第九十八条第一項及び第二項中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「社会保険庁長官」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替えるものとする。

第百八十七条 次の各号に掲げる場合には、十万円以下の過料に処する。

一 設立事業所の事業主が、第百二十八条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 設立事業所の事業主が、第百七十四条において準用する第九十八条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした

とき。

三 加入員が、第七十四条において準用する第九十八条第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。

四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第七十四条において準用する第九十八条第四項の規定に違反して、届出をしないとき。
附 則

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による福祉施設の運営又は管理）

第二十九条の二 政府は、第七十九条の施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）

附 則

（任意加入被保険者の特例）

第十一条 昭和三十年四月一日以前に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者

二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの

2 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月一日以前に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、前項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、同項の申出があつたものとみなす。

3 第一項の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

4 国民年金法第十三条第一項の規定は、第一項の規定による申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき。

三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

四 七十歳に達したとき。

五 前項の申出が受理されたとき。

7 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によって当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第一号に該当するに至った日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなったとき。

二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によって当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至ったとき。

二 日本国籍を有しなくなったとき。

三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

9 第一項の規定による国民年金の被保険者は、国民年金法第七十四条第一項の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての国民年金の被保険者期間は、同法第五条第二項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）

附 則

（任意加入被保険者の特例）

第二十三条 昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者

二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの

2 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、前項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、同項の申出があつたものと

みなす。

3 第一項の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があったものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

4 国民年金法第十三条第一項の規定は、第一項の規定による申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき。

三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

四 七十歳に達したとき。

五 前項の申出が受理されたとき。

7 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなったとき。

二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。

二 日本国籍を有しなくなったとき。

三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

9 第一項の規定による国民年金の被保険者は、国民年金法第七十四条の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての国民年金の被保険者期間は、同法第五条第二項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。

◎ 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）

第五条 年金勘定ニ於テハ厚生年金保険事業経営上ノ保険料、一般会計、船員保険特別会計及国民年金特別会計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、年金積立金管理運用独立行政法人ヨリノ国庫納付金、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第八十五条の三ノ規定ニ依ル厚生年金基金又ハ企業年金連合会ヨリノ徴収金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金、業務勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、国民年金特別会計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及企業年金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条 業務勘定ニ於テハ健康保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリノ受入金、厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ年金勘定ヨリノ受入金、健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、児童手当法第二十条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヨリノ受入金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項ノ規定ニヨル納付金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費、健康保険事業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人ヘノ出資金及交付金、独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金、年金勘定ヘノ繰入金並ニ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

附 則

第十八条ノ三乃至第十八条ノ五 削除

第十八条ノ六ノ二 平成十年度ヨリ平成十五年度迄ノ各年度ニ於ケル第五条及第六条ノ規定ノ適用ニ付テハ第五条中「同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」トアルハ「同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」ト第六条中「厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」トアルハ「厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」トス

◎ 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）

第三条 この会計においては、保険料、一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険給付費、老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金、介護保険法の規定による納付金、厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、独立行政法人福祉医療機構への補助金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費、療養所費、福祉事業費、営繕費その他の諸費をもつてその歳出とする。

◎ 国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）

（国民年金勘定の歳入及び歳出）

第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金積立金管理運用独立行政法人からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。）及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充ててするための業務勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する基礎年金勘定からの受入金は、昭和六十年法律第三十四号附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用に相当する額を、国民年金勘定における経費の財源として、基礎年金勘定から繰り入れるものとする。
（業務勘定の歳入及び歳出）

第六条 業務勘定においては、法第八十五条第二項の規定に基づく一般会計からの受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充ててための国民年金勘定からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費、国民年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金及び交付金並びに独立行政法人福祉医療機構への補助金をもつてその歳出とする。

附 則

7 平成十年度から平成十五年度までの各年度における第四条第一項及び第六条の規定の適用については、同項中「国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」と、同条中「国民年金事業の福祉施設に要する経費又は」とあるのは「国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費又は」とする。

8 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。この場合において、第五条中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項第九号及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号。以下「特別障害給付金法」という。）第十九条第一項」と、「及び附属雑収入」とあるのは「並びに附属雑収入」と、「及び附属諸費」とあるのは「及び特別障害給付金給付費並びに附属諸費」と、第六条中「第八十五条第二項」とあるのは「第八十五条第二項及び特別障害給付金法第十九条第二項」と、「とし、国民年金事業」とあるのは「とし、国民年金事業及び特別障害給付金」と、第十六条第二項第一号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項第九号若しくは特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

◎ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

（届出等）

第九条 （略）

2 （略）

3 市町村は、保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この項、第七項、第六十三条の二及び第七十二条の四において同じ。）を滞納している世帯主（その世帯に属するすべての被保険者が老人保健法の規定による医療又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第六項及び第八項において「老人保健法の規定による医療等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

4 〽 11 （略）

（準用規定）

第二十二條 第九条（第十項を除く。）の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書について準用する。この場合において、同条中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

（滞納処分）

第七十九條の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（設立、人格及び名称）

第八十三條 保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

2 〽 4 （略）

（資料の提供等）

第百十三條の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があるときは、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 ・ 3 （略）

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（都道府県知事の事務）

第三十条の七 （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のため求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

4 10 （略）

（住民票コードの告知要求制限）

第三十条の四十二 市町村長その他の市町村の執行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めはならない。

2 都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めはならない。

3 指定情報処理機関は、この法律に規定する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めはならない。

4 別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めはならない。

（住民票コードの利用制限等）

第三十条の四十三 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようにとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成し

たものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第三十四条の二 都道府県知事は、第三十条の四十三第四項又は第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十四条 第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第十一条の二第十一項若しくは第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十四条、第四十六条又は第四十七条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別表第一（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人		事務
(略)		(略)
七十二	社会保険庁	健康保険法（大正十一年法律第七十号）による同法第二百二十六条第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十三	社会保険庁	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解

七十四 社会保険庁	除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)
七十七 社会保険庁	国民年金法による被保険者の資格の取得の届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

第三条 （略）

② （略）

③ 報酬又ハ賞与ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ価額ハ其ノ地方ノ時価ニ依リ社会保険庁長官之ヲ定ム
第十二条ノ二 前条ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキ又ハ第六十二条

ノ四第一項各号ノ一二該当スル納付義務者（同条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ規定ヲ準用セラルル納付義務者ヲ含ム）納期ノ到ラザル保険料納付ノ告知ヲ受ケ保険料ヲ納付セザルトキハ社会保険庁長官ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ処分シ又ハ滞納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村（東京都ノ区ノ存スル区域及地方自治法第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区以下之ニ同ジ）ニ対シ之ガ処分ヲ請求スルコトヲ得

② （略）

第五十七条ノ二 政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ

② 政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

③ 政府ハ前二項ニ掲グル事業ノ外被保険者等ノ分娩ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付其ノ他ノ被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業（次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム）ヲ為スコトヲ得

◎ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(概算保険料の納付)

第十五条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の初日（保険年度中途に保険関係が成立したもののについては、当該保険関係が成立した日（保険年度中途に労災保険法第三十四条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十六条第一項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認があつた日））から五十日以内に納付しなければならない。

一 次号及び第三号の事業以外の事業にあつては、その保険年度に使用するすべての労働者（保険年度中途に保険関係が成立したもののについては、当該保険関係が成立した日からその保険年度の末日までに使用するすべての労働者）に係る賃金総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（厚生労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額）に当該事業についての第十二条の規定による一般保険料に係る保険料率（以下「一般保険料率」という。）を乗じて算定した一般保険料

二 労災保険法第三十四条第一項の承認に係る事業又は労災保険法第三十条第一項の承認に係る事業にあつては、次に掲げる労働保険料

イ 労災保険法第三十四条第一項の承認に係る事業（ハの事業を除く。）にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（厚生労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同条の厚生労働省令で定める額の総額。ハにおいて同じ。）に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

ロ 労災保険法第三十六条第一項の承認に係る事業（ハの事業を除く。）にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における前条第一項の厚生労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（厚生労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同項の厚生労働省令で定める額の総額。ハにおいて同じ。）に当該事業についての第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

ハ 労災保険法第三十四条第一項の承認及び労災保険法第三十六条第一項の承認に係る事業にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料並びにその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額の見込額についてイの規定の例により算定した第一種特別加入保険料及び前条第一項の厚生労働省令で定める額の総額の見込額についてロの規定の例により算定した第三種特別加入保険料

三 労災保険法第三十五条第一項の承認に係る事業にあつては、その保険年度における第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（厚生労働省令で定める場合にあつて

は、直前の保険年度における同項の厚生労働省令で定める額の総額）に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

2 (略)

3 政府は、事業主が前二項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

4 (略)

(確定保険料)

第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の初日（保険年度の中に途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中に途に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中に途に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日）。第三項において同じ。）から五十日以内に提出しなければならない。

一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、その保険年度に使用したすべての労働者（保険年度の中に途に保険関係が成立し、又は消滅したものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用したすべての労働者）に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二 第十五条第一項第二号の事業にあつては、次に掲げる労働保険料

イ 第十五条第一項第二号イの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

ロ 第十五条第一項第二号ロの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

ハ 第十五条第一項第二号ハの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料並びにその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額についてイの規定の例により算定した第一種特別加入保険料及びその保険年度における第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額の総額についてロの規定の例により算定した第三種特別加入保険料

三 第十五条第一項第三号の事業にあつては、その保険年度における第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

2 有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、保険関係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る

第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。）から五十日以内に提出しなければならない。

一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用したすべての労働者に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二 第十五条第一項第二号イの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及び労災保険法第三十四条第一項の承認に係る全期間における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 第十五条第一項第三号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間における第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

3 事業主は、納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料を、前二項の申告書に添えて、有期事業以外の事業にあつては次の保険年度の初日から、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から五十日以内に納付しなければならない。

4 5 6 (略)

(立入検査)

第四十三条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

(療養の給付)

第六十三条 被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条、第八十五条、第八十六条、第八十八条及び第九十七条において同じ。）の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

一 五 (略)

2 (略)

3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。

一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）

二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したものの健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

4 （略）

（保険医療機関又は保険薬局の指定）

第六十五条 第六十三条第三項第一号の指定は、政令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 前項の場合において、その申請が病院又は医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、同項に規定する病床の種別（第四項第二号及び次条第一項において単に「病床の種別」という。）ごとにその数を定めて行うものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、この法律の規定により保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないものであるとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険給付に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第七十三条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。

三 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 前各号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険医療機関又は保険薬局として著しく不適当と認められるものであるとき。

4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。

一 当該病院又は診療所の医師、歯科医師、看護師その他の従業者の人員が、医療法第二十一条第一号又は第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める員数を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した員数を満たしていないとき。

二 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により同法第三十条の三第一項に規定する医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）であって、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第

三十条の七の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。

三 その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から、当該病院又は診療所の病床の利用に関し、保険医療機関として著しく不適当なところがあると認められるとき。

（保険医療機関又は保険薬局の指定の更新）

第六十八条 第六十三条第三項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。

2 保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局であつて厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、同条第一項の申請があつたものとみなす。

（保険医療機関又は保険薬局の責務）

第七十条 （略）

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項（第八十五条第九項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）（以下「この法律以外の医療保険各法」という。）による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに老人保健法による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとする。

（訪問看護療養費）

第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2 13 （略）

（指定訪問看護事業者の指定）

第八十九条 前条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行う者の申請により、訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）ごとに行う。

2 指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業を行う者について、介護保険法第四十一条本文の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。次項において同じ。）の指定又は同法第五十三条第一項本文の規定による指定介護予防サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。次項において同じ。）の指定があつたときは、その指定の際、当該訪問看護事業を行う者について

、前条第一項の指定があつたものとみなす。ただし、当該訪問看護事業を行う者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

3 介護保険法第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の失効若しくは同法第七十七条第一項若しくは第百十五條の二十九第六項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止又は同法第百十五條の八第一項若しくは第百十五條の二十九第六項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止若しくは同法第百十五條の十において準用する同法第七十条の二第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の失効は、前項本文の規定により受けたものとみなされた前条第一項の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。

二 当該申請に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、第九十二条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第九十二条第二項（第百十一条第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定訪問看護事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、この法律の規定により指定訪問看護事業者に係る前条第一項の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

七 前各号のほか、申請者が、指定訪問看護事業者として著しく不相当と認められる者であるとき。

（傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整）

第百八条 （略）

2 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額（前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額）より少ないときは、その差額（その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額）を支給する。

3 6 （略）

（保険料等の督促及び滞納処分）

第百八十条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、保険者は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第百七十二条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 保険者は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。第六項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

一 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき。

二 第百七十二条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

5・6 (略)

(資料の提供)

第百九十九条 社会保険庁長官は、被保険者の資格に関し必要があるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

◎ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

(登録)

第十四条の二 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。）は、事務所（社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所）を定め、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

3 事業所（社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。）に勤務し、第二条に規定する事務に従事する社会保険労務士（以下「勤務社会保険労務士」という。）は、社会保険労務士名簿に、第一項に規定する事項のほか、当該事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第十四条の五 第十四条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、同項に規定する事項その他厚生労働省令で定める事項を記載した登録申請書を、社会保険労務士となる資格を有することを証する書類を添付の上、厚生労働省令で定める社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。

(登録拒否事由)

第十四条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

二 心身の故障により社会保険労務士の業務を行うことができない者

三 社会保険労務士の信用又は品位を害するおそれがある者その他社会保険労務士の職責に照らし社会保険労務士としての適格性を欠く者

第二十九条 削除

別表第一 (第二条関係)

一 十九 (略)

二十 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和四十四年法律第八十四号)

二十の二 二十の二十 (略)

二十一 健康保険法 (大正十一年法律第七十号)

二十二 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号)

二十三 (略)

二十四 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第一百五号)

二十五 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号)

二十六 国民年金法 (昭和三十四年法律第四百十一号)

二十七 二十九 (略)

三十 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)

三十一 介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号)

三十二・三十三 (略)

◎ 介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号)

(定義)

第七条 この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であつて、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分 (以下「要介護状態区分」という。) のいずれかに該当するもの (要支援状態に該当するものを除く。) をいう。

2 5 (略)

6 この法律において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法 (大正十一年法律第七十号)

- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

7
（略）

8 この法律において「医療保険加入者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。
- 二 船員保険法の規定による被保険者
- 三 国民健康保険法の規定による被保険者
- 四 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
- 五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- 六 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
- 七 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなく、なるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。

（居宅介護サービス費の支給）

第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

2
12
（略）

（地域密着型介護サービス費の支給）

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から

当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

2 8 （略）

（居宅介護サービス計画費の支給）

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

2 8 （略）

（施設介護サービス費の支給）

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）

二 介護保健施設サービス

三 都道府県知事が指定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）により行われる介護療養施設サービス（以下「指定介護療養施設サービス」という。）

2 8 （略）

（介護予防サービス費の支給）

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつておりるときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅

要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

2 8 (略)

(地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十四条の二 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

2 10 (略)

(介護予防サービス計画費の支給)

第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

2 8 (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
 - 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
 - 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 六 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該病院等の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。
 - 七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 八 前号に規定する期間内に第七十五条の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - 十一 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3・4 （略）
- （指定の更新）
- 第七十条の二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申

請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 十二 (略)

2 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業者を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであつて、その入所定員が二十九人以下であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2・3 (略)

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第七十八条の九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第七十八条の九（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の七の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第五号又は前号に該当する者

ハ 第七十八条の九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ 第七号に規定する期間内に第七十八条の五の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）又は第七十八条の七の規定による指定の辞退をした法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

5 57 (略)

(指定の取消し等)

第七十八条の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第二項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第四項第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 57 (略)

(準用)

第七十八条の十一 第七十条の二の規定は、第四十二条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 第四十六条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
 - 二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
 - 三 申請者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。
 - 六 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第八十二条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第四号又は前号に該当する者
 - ハ 第八十四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ニ 第六号に規定する期間内に第八十二条の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- （指定の更新）
- 第七十九条の二 第四十六条第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
 - 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
 - 4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。
- （指定の取消し等）
- 第八十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 十二 (略)

2 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 第四十八条第一項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであつて、その入所定員が三十人以上であるものの開設者の申請があつたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一 第八十八条第一項に規定する人員を有しないとき。

二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。

三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

五 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第三号又は前号に該当する者

ハ 第九十二条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ 第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム（当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であつた者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

3 (略)

(指定の更新)

第八十六条の二 第四十八条第一項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(指定の取消し等)

第九十二条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護老人福祉施設が、第八十六条第二項第三号又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 十二 (略)

2 (略)

(開設許可)

第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 (略)

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 当該介護老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。

二 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する施設又は同条第二項に規定する人員を有しないとき。

三 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第百四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通

知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設を管理する者（以下「介護老人保健施設の管理者」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

七 申請者が、第四百四条第一項又は第百十五條の二十九第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百五條において準用する医療法第九條第一項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 前号に規定する期間内に第百五條において準用する医療法第九條第一項の規定による廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護老人保健施設の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

4 都道府県知事は、営利を目的として、介護老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

5・6 （略）

（許可の更新）

第九十四條の二 前条第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。

（許可の取消し等）

第百四條 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護老人保健施設に係る第九十四條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 （略）

二 介護老人保健施設が、第九十四条第三項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 十二 (略)

2・3 (略)

(指定介護療養型医療施設の指定)

第七十七条 第四十八条第一項第三号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、療養病床等を有する病院又は診療所（以下この条において「療養病床病院等」という。）であつて、その開設者の申請があつたものについて行う。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該療養病床病院等が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第三号の指定をしてはならない。

一 第一百十條第一項に規定する人員を有しないとき。

二 第一百十條第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な介護療養型医療施設の運営をすることができないと認められるとき。

三 当該療養病床病院等の開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 当該療養病床病院等の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 当該療養病床病院等の開設者が、第一百十四條第一項又は第一百十五條の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した療養病床病院等の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない療養病床病院等である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該療養病床病院等の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

六 当該療養病床病院等の開設者が、第一百十四條第一項又は第一百十五條の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第一百十三條の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 前号に規定する期間内に第一百十三條の規定による指定の辞退があつた場合において、当該療養病床病院等の開設者が、同号の通知の日前六十日以内に当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した療養病床病院等の管理者又は当該指定の辞退に係る法人でない療養病床病院等（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 当該療養病床病院等の開設者が、指定の申請前五年以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
九 当該療養病床病院等の開設者が、法人で、その役員又は当該療養病床病院等の管理者のうちに第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 当該療養病床病院等の開設者が、法人でない療養病床病院等で、その管理者が第三号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

4・5 (略)

(指定の更新)

第七十七条の二 第四十八条第一項第三号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(指定の取消し等)

第七十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第四十八条第一項第三号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護療養型医療施設が、第七十七条第三項第三号、第四号、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 十三 (略)

2 (略)

(指定介護予防サービス事業者の指定)

第七十五条の二 第五十三条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、介護予防サービス事業を行う者の申請により、介護予防サービスの種類及び当該介護予防サービスの種類に係る介護予防サービス事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第二号から第十一号まで）のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五條の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第百十五條の八第一項又は第百十五條の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

七 申請者が、第百十五條の八第一項又は第百十五條の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五條の五の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 前号に規定する期間内に第百十五條の五の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

（指定の取消し等）

第百十五條の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三條第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防サービス事業者が、第百十五條の二第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 十二 （略）

2 （略）

（準用）

第百十五條の十 第七十條の二から第七十二條までの規定は、第五十三條第一項本文の指定について準用する。この場合において、これ

らの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第百十五条の十一 第五十四条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十三第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五条の十三第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第百十五条の十七（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第百十五条の十七（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十四の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第五号又は前号に該当する者

ハ 第百十五条の十七（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過

しないもの

ニ 第七号に規定する期間内に第百十五条の十四の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

35 (略)

(指定の取消し等)

第百十五条の十七 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第二項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十一第二項第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。

二5 (略)

(準用)

第百十五条の十九 第七十条の二の規定は、第五十四条の二第二項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五条の二十二第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、第百十五条の二十六の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第百十五条の二十六の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の二十三の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第四号又は前号に該当する者

ハ 第十五条の二十六の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ 第六号に規定する期間内に第十五条の二十三の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

3 (略)

(指定の取消し等)

第十五条の二十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防支援事業者が、第十五条の二十第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 十一 (略)

(準用)

第十五条の二十八 第七十条の二の規定は、第五十八条第一項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(保険料の徴収の方法)

第三十一条 第二十九条の保険料の徴収については、第三十五条の規定により特別徴収（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下「老齢等年金給付」という。）の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が、保険料を課せられた第一号被保険者又は当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第一号被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））に対し、地方自治法第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

(滞納処分)

第四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で

定める歳入とする。

(資料の提供等)

第二百三条 市町村は、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

◎ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第五十二条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

◎ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 (略)

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 11 (略)

◎ 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）

第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者）をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）の給料、扶養手当、地域手当、住

居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（同法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

第二条 市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のほか同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）の給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都道府県の負担とする。

◎ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この項において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の三第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院の病床（当該申請に係る病床が療養病床等である場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになることを認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇七 （略）

八 国の委託を受けて健康保険法第百五十条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の施設として病院を開設する者

◎ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

（滞納処分）

第三十一条 前条の規定による督促又は第二十九条の二各号（第一号ハを除く。）のいずれかに該当したことににより納期を繰り上げてする掛金の納入の告知を受けた学校法人等が、この指定の期限までに掛金を完納しないときは、事業団は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくはその財産のある市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区とする。第三項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2・3 (略)

附 則

21 この法律による加入者であつて前項の規定により健康保険法による保険給付を受けることとなつた者に対する同法第八十条の規定の適用については、同条第二項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金」とあるのは「私立学校教職員共済法による障害共済年金」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害共済年金の額」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害共済年金」と、同条第三項中「厚生年金保険法による障害手当金」とあるのは「私立学校教職員共済法による障害一時金」と、「当該障害手当金」とあるのは「当該障害一時金」とし、この法律による加入者であつて前項の規定により厚生年金保険の被保険者となつた者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「障害共済年金」とあるのは「厚生年金保険法による障害厚生年金」と、同条第五項中「障害一時金」とあるのは「厚生年金保険法による障害手当金」とする。

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

（費用負担の原則）

第九十九条 組合の給付に要する費用（老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要する費用を含み、第三項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要する費用掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 国の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 国の負担金百分の百

3 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構（第二条第三項において「国等」という。）は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。

一 育児休業手当金及び介護休業手当金の支給に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金の納付に要する費用 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額

4 第二項第五号の規定により組合の事務に要する費用に充てるため国が負担すべき金額は、毎年度、国の予算をもつて定める。

5 専従職員（国家公務員法第百八条の二の職員団体又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（特定独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二

項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 特定独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「国の負担金」とあるのは、「特定独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。（負担金）

第二百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

3 国等は、第九十九条第三項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第五号までに掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第二十条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあるごとに、連合会に払い込まなければならない。（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあ

るのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下この条において「継続長期組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

一 転出の日から起算して五年を経過したとき。

二 引き続き公庫等職員又は特定公庫等役員として在職しなくなつたとき。

三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）、「継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）」その他の政令で定める場合における前二項の規定の適用については、その者は、公庫等職員又は特定公庫等役員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の公庫等に公庫等職員として転出をした場合、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の特定公庫等に特定公庫等役員として転出をした場合その他の政令で定める場合については、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（組合職員の取扱い）

第二百二十五条 組合に使用される者でその運営規則で定めるもの（以下「組合職員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律（第四十一条第二項及び第二百二十四条の二を除く。）の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

2 組合職員である組合員に対する育児休業手当金又は介護休業手当金は、同一の育児休業又は介護休業について雇用保険法の規定による育児休業給付又は介護休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

附 則

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例）

第二十条の二 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第三条第四項、第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号、第三十五条の二第一項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四

項中「及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）」と、第二十一条第二項第一号中「の納付並びに」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、「の納付及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、第二十四条第一項第七号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第三十五条の二第一項中「及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金並びに」と、第九十九条第一項中「及び基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第三号中「を含み」とあるのは「及び年金保険者拠出金を含み」と、第二百二条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする。

（郵政会社等の役職員の取扱い）

第二十條の三 当分の間、郵政会社等の役員及び郵政会社等に使用される者でその運営規則で定めるもの（以下「郵政会社等役職員」という。）をもつて組織する共済組合を設ける。

2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 日本郵政株式会社
- 二 郵便事業株式会社
- 三 郵便局株式会社
- 四 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行（以下この号において「郵便貯金銀行」という。）及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの
 - イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人
 - ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人
 - ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人
 - ニ 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人（この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。）について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人
- 五 郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社（以下この号において「郵便保険会社」という。）及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの
 - イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人
 - ロ 郵便保険会社との合併後存続する法人又は合併により設立された法人
 - ハ 会社分割により郵便保険会社の事業を承継した法人
 - ニ 郵便保険会社又はイからハまでに掲げる法人（この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。）について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

3・4 (略)

(適用法人に対する法律の規定の適用の特例)

第二十条の八 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の承認を受けた法人(以下「適用法人」という。)の役職員(非常勤の者を除く。)は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用については、郵政会社等の役職員とみなす。

2・3 (略)

(滞納処分)

第二十条の十 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛金又は負担金を完納しないときは、日本郵政共済組合は、国税滞納処分法の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは郵政会社等若しくは適用法人の住所若しくは財産がある市町村(特別区を含む。 以下この条において同じ。)に対して、その処分を請求することが出来る。

2・3 (略)

◎ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)

(設立)

第三条 次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合(次項に規定する都市職員共済組合を含み、以下「組合」という。)を設ける。

一 道府県の職員(次号及び第三号に掲げる者を除く。) 地方職員共済組合

二 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員 公立学校共済組合

三 都道府県警察の職員 警察共済組合

四 都の職員(特別区の職員を含み、第二号及び前号に掲げる者を除く。) 都職員共済組合

五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)の職員(第二号に掲げる者を除く。)

指定都市ごとに、指定都市職員共済組合

六 指定都市以外の市及び町村の職員(第二号に掲げる者を除く。) 都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合

2・4 (略)

(費用の負担)

第百十三条 組合の給付に要する費用(老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金(以下「老人保健拠出金」という。)及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十一条の二第一項に規定する拠出金(以下「退職者給付拠出金」という。)並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に

要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百四十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第二十四条（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

3・4 （略）

5 地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員（特定地方独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定地方独立行政法人の職員である組合員で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「職員団体の負担金、特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

（負担金）

第一百六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第一百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第一百十四条の二第一項の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額及び同条第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができ、この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

3 地方公共団体は、第一百十三条第三項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第一百十三条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、長期給付に係るものに限る。）に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が

負担すべき金額を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第四百十條 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三條第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第八十七條第二項中「地方公務員災害補償法第二條第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第二項」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三條第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二條の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六條第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三條第二項（同條第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三條第二項」とする。

2 4 （略）

（組合役職員等の取扱い）

第四百十一條 組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける者（これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「組合役職員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第四十三條第二項中「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）第二條第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第二項」と、第八十七條第二項中「地方公務員災害補償法第二條第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法第七條第二項」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三條第二項各号列記以外の部分中「の負担金」とあるのは「及び組合の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

2 4 （略）

（任意継続組合員に対する短期給付等）

第四百四十四条の二 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者は、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2・6 （略）

（団体職員の取扱い）

第四百四十四条の三 次に掲げる団体（以下「団体」という。）に使用される者で、団体から給与を受けるもののうち役員、常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他総務省令で定める者を含む。以下「団体職員」という。）は、職員とみなして、この法律の規定（第二条第一項第二号、第四十二条（短期給付に係る部分に限る。）、第四十三条第二項、第四十四条第一項、第四十九条第二項及び第三項、第四章第二節、第八十七条第四項、第九十条第二項ただし書、第九十九条の二第四項、第一百零三条第二項ただし書、第一百零三条第一項から第三項まで（短期給付に要する費用に係る部分に限る。）並びに同条第五項、第一百五十一条、第一百零三条から第三十八条まで、前条、第四百四十四条の二十八並びに第四百四十四条の三十一の規定を除く。）を適用する。この場合においては、団体職員は、地方職員共済組合の組合員となるものとする。

一 地方自治法第二百六十三条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

二 地方自治法第二百六十三条の二第一項に規定する公益的法人

三 国民健康保険法第八十三条第一項に規定する国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの

四 健康保険法第四条に規定する健康保険組合で地方公共団体の職員を被保険者とするもの

五 地方公務員災害補償法第三条に規定する地方公務員災害補償基金

六 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）第十四条に規定する消防団員等公務災害補償等共済基金

七 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第一条に規定する水害予防組合

八 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

九 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

十 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条に規定する土地開発公社

十一 地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）

2・3 （略）

（団体組合員に係る費用の負担の特例）

第四百四十四条の十 第一百零三条第二項第五号の規定により地方公共団体が負担すべき金額のうち、団体組合員に係るものについては、同条第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

第四百四十四条の十一 削除

第四百四十四条の十四 前条第一項の規定による督促を受けた団体が、同項の規定により指定された期限までに掛金又は負担金を完納しないときは、地方職員共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は団体の住所若しくはその財産のある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2・3 (略)

附 則

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合の長期給付積立金等の特例)

第四十条の三 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第二十四条中「の負担」とあるのは「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）の負担」と、第三十八条の八第一項中「基礎年金拠出金の負担及び」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の負担並びに」と、同条第三項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第百十三条第一項中「に係る負担に要する費用を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金に係る負担に要する費用を含む」と、「」を含む」とあるのは「」及び年金保険者拠出金に係る負担に要する費用を含む」と、第百十六条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする。

(組合の事務に要する費用の負担の特例)

第四十条の四 平成十七年度における第百十三条第二項第五号に掲げる費用については、地方公共団体は、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）第五条第一項の規定により国が予算の範囲内で負担すべき費用を負担する場合における当該費用の算定の方法の例により総務大臣の定めるところにより、これを負担し、同号の規定は、適用しない。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第百十三条第一項中「老人保健法第五十三条第一項」とあるのは「組合の事務に要する費用（福祉事業に係る事務に要する費用及び附則第四十条の四第一項の規定による地方公共団体の負担に係る費用を除く。以下この項において同じ。）並びに老人保健法第五十三条第一項」と、「老人保健拠出金及び」とあるのは「短期給付に係る組合の事務に要する費用並びに老人保健拠出金及び」と、「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用（当該納付に係る組合の事務に要する費用を含む。）を含み」と、「基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号」とあるのは「長期給付に係る組合の事務に要する費用及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（当該負担に係る組合の事務に要する費用を含み、第三項第二号」と、同条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第五号を除く。）」と、同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」と、同条第六項及び第七項中「特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体の負担金」とあるのは「及び特定地方独立行政法人の負担金」と、第百十六条第一項中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項」と、第百四十条第一項中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項」と、第百四十一条第一項中「の負担金」とあるのは「及び組合の負担金」とあるのは「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担

- する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「組合」と、第四百二十二条第二項の表第百十三条第二項各号、第三項及び第四項の項中「第百十三条第二項各号」とあるのは「第百十三条第二項各号（第五号を除く。）」と、同表第四百四十四條の二第二項及び第四百四十四條の三十一（見出しを含む。）の項中「及び第四百四十四條の三十一（見出しを含む。）」とあるのは「、第四百四十四條の三十一（見出しを含む。）及び附則第四十條の四第一項」と、第四百四十四條の三第二項の表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項の中欄中「の負担金」とあるのは「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」と、同項の下欄中「及び団体（第四百四十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）」の負担金」とあるのは「団体（第四百四十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）」と、第四百四十四條の十中「第百十三条第二項第五号」とあるのは「附則第四十條の四第一項」と、「同条第四項」とあるのは「第百十三条第四項」と、前条中「除く。」を含む」とあるのは「及び基礎年金拠出金」とあるのは「並びに基礎年金拠出金」と、「除く。」を含む」と、「費用を含む」とする」とあるのは「費用（当該負担に係る組合の事務に要する費用を含む。）を含む」とする」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

◎ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）

第十九条 （略）

2 （略）

- 3 徴収法第十一条第二項及び第三項、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第十六条、第七條、第十八條、第十九條（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十六條から第二十九條まで、第三十六條の二から第三十八條まで並びに第四十一条から第四十三條までの規定は、第一項の特別保険料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十九条第一項	保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度中途に労災保険法第三十四條第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十六條第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消され	徴収期間が経過したものについては、その経過した日

	た日	
(略)	(略)	(略)
第十九条第三項	保険関係が消滅した日	徴収期間が経過した日
(略)	(略)	(略)

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（滞納処分）

第百十三条 市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

◎ 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
（平成十年法律第七十七号）

（国民年金の任意加入被保険者の特例）

第五条 ドイツ連邦共和国の国民（協定第一条（1）（b）に規定するドイツ連邦共和国の国民をいう。以下同じ。）その他政令で定める者であつて、ドイツ連邦共和国の領域内に通常居住する二十歳以上六十五歳未満のものうち、その者の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間（以下「保険料納付済期間」という。）の月数、他の法令の規定により保険料納付済期間とみなされた期間であつて政令で定めるものの月数並びに同条第五項に規定する保険料四分の三免除期間の月数、同条第六項に規定する保険料半額免除期間の月数及び同条第七項に規定する保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数が六十以上であるものは、同法附則第五条の規定の適用については、同条第一項第三号に該当する者とみなす。

2 前項の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものは、同条第五項の規定によって国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、同条第八項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

- 一 日本国内に住所を有するに至ったとき。
- 二 ドイツ連邦共和国の領域内に通常居住しなくなったとき。
- 三 ドイツ連邦共和国の国民その他政令で定める者でなくなったとき。
- 四 国民年金法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者となったとき（六十歳未満であるときに限る。）。
- 五 国民年金の保険料を滞納し、その後、国民年金の保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

3
（略）

◎ 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）

（承継融資業務）

第十二条 基金は、旧事業団法第十七条第一項第二号から第四号まで及び次項の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、基金法第二十四条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行う。

2・3 （略）

（承継あつせん業務）

第十三条 基金は、別に法律で定める日までの間、基金法第二十四条に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く。第十五条第四項において同じ。）で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

◎ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）

（職員の派遣）

第二条 （略）

2 （略）

3 第一項の取決めにおいては、当該職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける公益法人等（以下「派遣先団体」という。）における報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項その他職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。

4 （略）

（派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例）

第七条 （略）

2 （略）

3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第四十三条第二項中「通勤を」とあるのは「通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項に規定する通勤）を」と、同法第五十五条の二中「補償でこれらの給付に相当する通勤（同法第二条第二項の通勤）」とあるのは「補償（労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法の規定による補償）でこれらの給付に相当する通勤（地方公務員災害補償法第二

条第二項の通勤（労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項の通勤）と、同法第八十七条第二項中「通勤を」とあるのは「通勤（労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項に規定する通勤）を」と、同法第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第一百三十二条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の負担金及び地方公共団体」と、同項第一号から第四号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第一百六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第一百三十二条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第一百三十二条第二項」と、同法附則第四十条の四第二項中「次の各号（第五号を除く。）」と「と」があるのは「次の各号（第五号を除く。）」と、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の負担金並びに地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）」と、「第一百六条第一項中「含む。」」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項」と、第四百四十条第一項」とあるのは「第四百四十条第一項」とする。

◎ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（平成二十三年四月施行）

第一百二十二条（略）

25（略）

6 第四項の規定により消滅した厚生年金基金が消滅した日までに支給すべきであった給付であつてまだ支給していないものの支給並びに徴収すべきであった掛金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの徴収に関しては、同項の規定により権利義務を承継した基金を厚生年金基金とみなして、厚生年金保険法第三百三十一条から第三百三十三条の二まで、第三百三十五条、第三百三十六条、第三百三十八条から第三百四十一条まで、第三百六十九条から第三百七十二条まで、第三百七十四条において準用する同法第九十八条第三項及び第四項、第三百七十八条並びに第三百七十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

7（略）

◎ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（平成二十三年四月施行）

（国民年金法の適用）

第七十九条 この法律の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金法第三百三十七条の十一第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項（第二号から第四号までに掲げる事項にあつては、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定による連合会

の業務に係るものを除く。」と、同法第三百三十七条の二十三中「規定」とあるのは「規定並びに確定拠出年金法の規定」と、同法第三百三十八条の表第五十五条（第二項（第十二条第二項を準用する部分を除く。）及び第五項を除く。）の項中「一時金」とあるのは「一時金（確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。）」と、同法第四百二十二条第一項中「規約」とあるのは「規約、確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約（次項において「個人型年金規約」という。）」と、同条第二項中「規約」とあるのは「規約又は個人型年金規約」と、同条第五項中「第一項の命令」とあるのは「第一項の命令（確定拠出年金法の規定による連合会の事業に係るものを除く。）」と、「事業」とあるのは「事業（確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。）」と、同法第四百四十五条第五号中「この章」とあるのは「この章又は確定拠出年金法」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 (略)

◎ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 十一 (略)

十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

十三・十四 (略)

（区分経理）

第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十二条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四 第十二条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

五 第十二条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

六 第十二条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十六条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより

、当該次の中期目標の期間における第十二条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定（第四項及び附則第二条第六項において「第二号勘定」という。）において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、第二号勘定、同条第五号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「第五号勘定」という。）及び前条第六号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 機構は、前条第三号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「第三号勘定」という。）及び前条第四号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「第四号勘定」という。）において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（業務の特例）

第五条の二 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、第十二条第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

2 機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

4 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十一条の規定による改正後の国民生活金融公庫法附則第十九項又は年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十六条の規定による改正後の沖縄振興開発金融公庫法附則第七条第一項の規定により国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務の委託を受けたときは、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法

人で政令で定めるものに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十四条第三項の規定は、この場合について準用する。

5 機構は、第一項及び第二項に規定する業務（以下この条において「承継債権管理回収業務」という。）並びに第三項に規定する業務（以下この条において「承継教育資金貸付けあつせん業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定（以下この条においてそれぞれ「承継債権管理回収勘定」及び「承継教育資金貸付けあつせん勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額をそれぞれ厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に納付しなければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 第一項に規定する債権の元本であつて当該事業年度において回収されたものの金額に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合（同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む。） 第一項に規定する債権の元本であつて当該事業年度において回収されたものの金額

7 機構は、前項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、それぞれ資本金を減少するものとする。

一 前項第一号に掲げる場合 納付金の納付額から同号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額

二 前項第二号に掲げる場合 納付金の納付額に同号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額（繰越欠損金がない場合にあつては、納付金の納付額）

8 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に帰属させるものとする。

10 機構は、前項の規定により承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止したときは、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

11 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

表
（略）

12 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「この法律又は独立行政法人福祉医療機構法」とする。

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、厚生保険特

別会計法（昭和十九年法律第十号）第五条中「国庫納付金」とあるのは「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第六項ノ規定ニ依ル納付金」と、第六条中「第十六条第四項」とあるのは「附則第五条の二第十一項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル同法第十六条第四項」とする。

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第三条中「生ずる収入」とあるのは、「生ずる収入、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。

15 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項中「国庫納付金」とあるのは、「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。

16 承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項第十二号に掲げる業務とみなす。

◎ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

（国家公務員共済組合法の特例）

第八条 （略）

2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。

3 （略）

第十四条 （略）

2・3 （略）

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」と

あるのは、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）と、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。

5 （略）

（地方公務員等共済組合法の特例）

第十五条 第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。）に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「の負担金」とあるのは「及び国の負担金」と、同法第百十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法第百十六条第一項中「の機関又は職員団体」とあるのは「及び国の機関」と、「第百十三条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは「第百十三条第二項」と、「又は職員団体」とあるのは「及び国」と、同法第百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。

2 前項の場合において地方公共団体及び国が同項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第百十三条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

◎ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

（定義）

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 8 （略）

◎ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域におい

て確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう。

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

一 （略）

二 大学の設置及び管理を行うこと。

三 六 （略）

（役員の兼職禁止）

第五十五条 特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（名称の特例）

第六十八条 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの（以下この章において「公立大学法人」という。）は、第四条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならない。

2 （略）

◎ 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）

附 則

（年金資金運用基金法等の廃止）

第十四条 次の法律は、廃止する。

一 年金資金運用基金法

二 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律

◎ **判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）**

（国家公務員共済組合法の特例）

第八条 （略）

2・3 （略）

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、「特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は受入先弁護士法人等」とする。

◎ **独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）**

（機構の目的）

第三条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第七十九条又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七十四条の施設及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五百十条第一項又は第二項の事業（政府が管掌する健康保険に係るものに限る。第十四条第三号において同じ。）の用に供する施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もつて厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止すること。
- 二 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止するまでの間、当該年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（区分経理）

第十四条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる業務のうち、厚生年金保険法第七十九条の施設に係るもの 厚生年金勘定
- 二 前条各号に掲げる業務のうち、国民年金法第七十四条の施設に係るもの 国民年金勘定

三 前条各号に掲げる業務のうち、健康保険法第一百五十一条又は第二項の事業の用に供する施設に係るもの（機構の解散等） 健康保険勘定

第二十条 機構は、その成立の日から起算して五年を経過した日に解散する。

2 機構の資産及び債務は、その解散の時に国が承継する。

3 3 6 （略）

◎ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第六十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項中「又は公社」を削り、同条第三項中「、独立行政法人造幣局」を「又は独立行政法人造幣局」に改め、「又は公社」を削り、同条第五項から第七項までの規定中「又は公社」を削る。

附則第二十条の三を次のように改正する。

（郵政会社等の役職員の取扱い）

第二十条の三 （略）

2・3 （略）

4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条第五項	負担金及び国		負担金及び国又は郵政会社等
	第二号まで及び第四号	第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号	(略)
	負担金」として	負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」として	
(略)			
第二百二十五条	負担金及び国	負担金及び国又は郵政会社等	

	負担金」とする	負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」とする
(略)		

附則第二十條の三の次に次の十條を加える。

(略)

(事務に要する費用の補助)

第二十條の六 国は、附則第二十條の三第四項の規定により読み替えられた第九十九條第二項第五号の規定にかかわらず、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、同号に掲げる費用の一部を補助することができる。

(略)

第七十條 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第八十條中「郵便局その他の」を削る。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第二百二十七條 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般私欲の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「及び国又は公社」を「及び国」に、「規定中「国又は公社」を「規定中「国」に改め、「同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国の負担金」と」及び「公社」を削る。

第十四條第四項中「及び国又は公社」を「及び国」に、「第三号中「国又は公社」を「第三号中「国」に、改め、「同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国の負担金」と」及び「公社」を削る。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第三百三十三條 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「及び国又は公社」を「及び国」に、「第三号中「国又は公社」を「第三号中「国」に改め、「同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国の負担金」と」及び「公社」を削る。

◎ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

(第一項一般拠出金の徴収方法)

第三十八條 徴収法第十九條（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十一条の二、第二

十六条から第二十九条まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の二の規定は、第一項一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条第一項	
(略)	(略)
当該保険関係が消滅した日（保険年度中途に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関して、それぞれ当該承認が取り消された日）	当該保険関係が消滅した日
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

2・3 (略)

◎ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）

第十三条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

(略)

第七十六条第一項中「老人保健拠出金及び」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに」に改め、「、第八十一条の二第一項の規定により厚生労働大臣が定める組合にあつては、同条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用を」を削り、同条の次に次の三条を加える。

(賦課期日)

第七十六条の二 (略)

(保険料の徴収の方法)

第七十六条の三 (略)

2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、

障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

附 則

第八十条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第十八条ノ六を削り、第十八条ノ六ノ二を第十八条ノ六とし、第十八条ノ七を次のように改める。
第十八条ノ七 削除